**安全衛生（被服）関係業務　会計年度任用職員（事務職員）**

**募集要項（総務局人事部人事課（厚生グループ））**

**１　募集人数**

１名

**２　業務内容**

安全衛生（被服）に関する業務

1. 職員の被服（作業服・安全靴等）の調達、支給対応等に係る業務
2. 被服管理に係るシステムでの入出力等

**３　応募資格**

1. 次のア、イの両方の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

ア　パソコン（ワード・エクセル等）の基本操作ができる者

イ　地方公務員法第16条各号に該当しない者

|  |
| --- |
| 地方公務員法（抄）  （欠格条項）  第16条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。  ⑴　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  ⑵　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者  ⑶　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者  ⑷　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |

⑵　年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方（注）も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

**４　任用期間**

令和７年12月１日から令和８年３月31日まで

※　任用期間の更新を行う場合があります。

**５　勤務条件等**

⑴　勤務時間・日数

　　　午前９時から午後３時45分までの６時間（休憩時間45分を除く。）

週30時間　週５日　又は

午前９時から午後５時15分までの７時間30分（休憩時間45分を除く。）

週30時間　週４日

⑵　時間外勤務

必要に応じて従事

⑶　休日

ア　日曜日及び土曜日

イ　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ　12月29日から翌年１月３日までの日

エ　月曜日から金曜日までの日のうち、安全衛生（被服）に関する事務を担任する総務局人事部厚生担

当課長が指定する１日（週４日勤務の場合のみ。）

⑷　勤務場所

総務局人事部人事課（厚生グループ） （大阪市北区中之島１－３－20　大阪市役所４階）

⑸　報酬等

　　　下記報酬等は、令和７年10月10日時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることが

あります。

|  |  |
| --- | --- |
| 報酬等（月額） | 165,300円～185,832円 |
| 期末・勤勉手当（６月、12月に支給） | なし（年度内の任期が６か月未満であるため） |
| 年収見込 | 661,200円～743,328円 |

※　採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※　上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

⑹　交通費

１か月定期券の額と通勤所要回数（週４日勤務16回もしくは週５日勤務20回）の回数券の額を比較して低い方を当月に支給します。（限度額あり）

⑺　休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 年次休暇 | 付与日数：７日  付与期間：令和７年12月１日（任用日）～令和８年３月31日（任期満了日） |
| 特別休暇 | 【有給】  忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、  育児参加休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合　等  【無給】  生理休暇、妊娠障害休暇、育児時間休暇、子の看護等休暇※1、  短期介護休暇※1、ドナー休暇  (※1) 別途取得要件あり |

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

⑻　社会保険

　　　健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、公務災害（通勤災害含む）

の適用があります。

⑼　服務

・　地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・　営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

⑽　その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

**６　選考方法**

書類選考（小論文作成）の上、面接選考を行います。

1. 書類選考

次のテーマについて小論文を作成し、採用申込書等と併せて提出してください。

ア　テーマ

「あなたが業務において利害関係の異なる様々な職種や立場の相手とコミュニケーションを取る必要がある場合に、どのような点に注意をすべきだと思いますか。あなたの経験を踏まえて考えを述べてください。」

イ　字数及び様式

800字程度（様式はホームページからダウンロードしてください。）

※　作成にあたっては、データ入力、手書きどちらの方法でも構いません。

※　書類選考結果は、令和７年11月５日（水曜日）頃に応募者全員に通知します。

※　申込後、令和７年11月６日（木曜日）午後２時までに書類選考結果の通知が届かない場合は、同日午後５時までに総務局人事部人事課（厚生グループ）まで、お問い合わせください。

⑵　面接選考

書類選考に合格された方を対象に、令和７年11月７日（金曜日）に面接選考を実施します。（受験者１名につき15分間程度）

※　場所及び時間については、書類選考結果の送付時に通知します。

※　面接選考結果は、令和７年11月14日（金曜日）頃に受験者に通知します。

**７　申込方法**

次の全ての書類を郵便等で送付してください**（持参による申込みはできませんのでご注意ください。）**。

なお、郵便等の場合は必ず簡易書留（又は簡易書留に準ずるもの）でお申し込みください。

※　次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

※　郵便等料金不足の場合は、受付できません。

⑴　提出書類

ア　採用申込書　　１通

※　過去３か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※　採用申込書は、本市所定の様式に限ります。

　　イ　小論文（「６　選考方法」を御参照ください。）　１通

ウ　任期に関する承諾書兼申し立て書 　１通

※　任期に関する承諾書兼申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

エ　返信用の定形封筒（長形３号）　１通

※　必ず宛先を記載の上、110円切手を貼付してください（切手がない場合は、発送しません。）。

⑵　申込受付期間

令和７年10月29日（水曜日）まで**（当日必着）**

⑶　提出先

〒530-8201

大阪市北区中之島１－３－20

大阪市総務局人事部人事課（厚生グループ）

※　送付される封筒には、朱書きで**「総務局人事部人事課（厚生グループ）採用申込書等在中」**と明記してください。

**８　その他**

⑴　この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

⑵　受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護

に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

**９　問合せ先**

大阪市総務局人事部人事課（厚生グループ）（担当：北浦・池島）

〒530-8201　大阪市北区中之島１－３－20

電話番号 06-6208-7531

応募にあたって

　大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組

及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

　次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抄）

（倫理原則）

第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

２　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること

・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと

・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと

・入れ墨の施術を受けないこと

【地方公務員法】（抄）

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第32条　職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第33条　職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第34条　職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

２　法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。

３　前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。